

行政制度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分類	1	上(簡易)水道料金
分科会	1	上水道分科会	調整項目	16	料金等の減免

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	水道係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
料金、加入金、工事負担金及び手数料等の減免等	<p>公益上その他特別の理由があると認めるときは、給水条例によって納付しなければならない料金、加入金、工事負担金、手数料その他の費用を減免又は徴収猶予することができる。</p> <p>地下漏水その他により使用水量の不明なときは、メーターの検針による水量とする。ただし、特に管理者が認めた場合は、当該月に限り、検針水量から漏水等前12月以内の平均水量を差し引いた水量の50パーセントまで減量することができる。</p>	<p>公益上その他特別な理由があると認めるときは、軽減、免除、分納又は延納することができ、次に該当するもののうち村長が認めたものに対して行うものとする。</p> <p>生活保護法の規定により保護を受ける者の加入金(全額) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 不可抗力による漏水に起因する料金 (過去3ヶ年の平均使用量を勘案して算定) その他、村長が公益上特別の理由があると認めたもの。</p>	両町村の例により、合併時に調整する。																	
			財政への影響額 単位：千円																	
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等	中条町給水条例 中条町給水条例施行規則	黒川村簡易水道給水条例 黒川村簡易水道給水条例施行規則	備考 平成15年度当初予算ベース																	